



国都下管第3号
平成17年12月16日

各都道府県下水道担当部長
各政令指定都市下水道担当局長 殿

国土交通省都市・地域整備局下水道部
下水道企画課下水道管理指導室長



下水処理場の維持管理における監視体制の強化等について

先般、下水処理場において、以下の原因により公共用水域に汚泥等が流出する事故が2件発生したところである。

①処理場内の分電盤の故障により、生物反応槽の汚泥濃度が上昇し、最終沈殿池から汚泥が公共用水域に流出。

②処理場内で浚渫作業中に、吸い取った汚水を誤って雨水管に流したことにより、公共用水域に流出。

今回の汚泥等流出事故では、幸いにして大きな被害には至らなかったところではあるが、いずれの事故も管理体制の不備等から発生したものである。また、②の処理場においては、排水基準値を超過したことにより、水質汚濁防止法違反となっているところである。

以上のようなことから、各下水道管理者においては、下水処理場の維持管理にあたっては、日頃の監視体制のより一層の強化に加え、作業手順の点検・確認及び事故時における応急体制の構築に努められたい。

なお、各都道府県においては、この旨貴管下市町村（政令指定都市を除く）にも周知されたい。